

事 務 連 絡
平成23年3月18日

都道府県民生主管部（局）
都道府県国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震における転入世帯に係る
被保険者資格の認定等について

この度の東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災により災害救助法の指定を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）の住民の他市町村への転入に係る住民基本台帳の取扱いについては、「東北地方太平洋沖地震等に関する住民基本台帳事務の取扱いについて」（平成23年3月13日付け総行住第35号）により、転出証明書を提出できない者についても一定の手続きで転入届を受理することとされている。

被災市町村からの転入により国民健康保険又は後期高齢者医療の被保険者資格を取得する者の取扱いは、下記のとおりとしたので、都道府県におかれては管内市町村への連絡及び指導等に遺漏なきよう取り計らいたい。

記

1. 被保険者資格認定関係

資格取得の申請に基づき、転入前の被保険者資格を確認する必要があるが、転出証明書が提出できない者に係る被保険者資格認定に当たっては、転入者が国民健康保険又は後期高齢者医療の被保険者証を持参している場合には当該証により行い、持参していない場合には住民基本台帳担当課、被災市町村又は被災市町村が加入する後期高齢者医療広域連合と連絡を取ることにより行うこと。ただし、被災市町村の状況によっては、連絡を取ることができない場合があることから、この場合においては、転入者に対する聞き取り等の方法により認定を行って差し支えないこと。

2. 保険給付に関する認定証等の交付関係

高齢受給者証や限度額適用・標準負担額減額認定証等の交付に当たって、転入者が必要書類を提出することが困難な場合は、前記1に準じて取り扱うものであること。

3. 転入者に係る一部負担金等の取扱いについて

被災市町村に住所を有する被保険者であって、住家の全半壊や主たる生計維持者の死亡等により一部負担金等の支払いが困難な者については、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震で被災した被保険者の一部負担金等の取扱いについて」（平成23年3月15日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡及び高齢者医療課事務連絡）において、一部負担金を免除していただきたい旨等を示しているが、当該被保険者が他の市町村に転入した場合でも、同様に取り扱うものであること。